

乳等の容器に関する自主基準

(抜粋)

[平成 6 年 9 月制定]

[平成 9 年 1 月改定]

[平成 15 年 8 月改定]

[平成 19 年 10 月改定]

[平成 25 年 3 月改定]

[平成 25 年 7 月改定]

一般社団法人 日本乳容器・機器協会

JAPAN ASSOCIATION OF MILK PACKAGING AND MACHINERY

目次

1 総則	2
1.1 序文	
1.2 適用範囲	
1.3 法令における容器包装の位置付け	
1.4 用語の定義	
2 原材料及び製品の品質規格	4
2.1 容器本体・容器ふた・付帯品の原材料の品質規格	
2.2 容器本体・容器ふた・付帯品の製品の品質規格	
3 原材料・仕掛品・製品の取扱い基準	10
3.1 原材料の取扱い	
3.2 仕掛品の取扱い	
3.3 製品の取扱い	
3.4 製品の保管及び出荷時の取扱い	

乳等の容器包装に関する自主基準

1 総則

1.1 序文

一般社団法人 日本乳容器・機器協会（以下「当協会」という。）は、食品衛生法に定める器具又は容器包装を製造し、販売する法人の協会として、食品衛生上の危害の発生を防止し、乳等の容器包装の安全性を確保するために、総合衛生管理製造過程の思想に則り、乳等の容器包装に関する自主基準（以下「当自主基準」という。）を当協会員が守るべき基準として自主的に定める。

1.2 適用範囲

当自主基準は、食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日法律 233 号）に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年 12 月 27 日厚生省令第 52 号。以下「乳等省令」という。）に定める牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリーム（以下「1 群」という。）並びに発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料（以下「2 群」という。）の販売用の容器本体、容器ふた及び付帯品に適用する。

1.3 法令における容器包装の位置付け

食品衛生法では、第 3 章に器具及び容器包装に関して定められている。

第 15 条： 清潔で衛生的であること

第 16 条： 有毒・有害物質の含有、有害な影響を与える容器包装の販売禁止

第 18 条： 厚生労働大臣が定めた規格基準に不適合な容器包装の販売禁止

乳等省令及び告示 370 号には、容器包装規格が定められている。

乳等省令 別表四 乳等の器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準

告示 370 号 第 3 器具及び容器包装

1.4 用語の定義

1.4.1 乳等の容器包装とは、容器本体（1.4.2 参照）、容器ふた（1.4.3 参照）、及び付帯品（1.4.4 参照）からなるものをいう。ただし付属品については 1.4.13 を参照のこと。

1.4.2 乳等の容器本体

乳等の容器本体とは、以下のものをいう。

1) 紙容器

乳等省令に定める合成樹脂加工紙製容器包装及び合成樹脂加工紙を用いる組合せ容器包装のうち屋根型、直方体及びこれらに類する形状の容器包装で充填成形前のものを紙容器という。非接触面にアルミニウム箔、ワックスを使用するものも含まれる。

2) 樹脂容器

乳等省令で定める合成樹脂製容器包装で合成樹脂を原料として使用した、合成樹脂容器包装をいう（以下、当自主基準では、「樹脂容器」という。）。また、上記原材料を使い、複数のパーツで成り立っている容器も、樹脂容器とする。非接触面にアルミニウム箔を使用するもの（合成樹脂加工アルミニウム箔）も含まれる（通知：平成 24 年 4 月 11 日 食安基発 0411 第 1 号）。PET ボトルも樹脂容器に含める。

3) 紙コップ

乳等省令に定める合成樹脂加工紙製容器包装、及び合成樹脂加工紙を用いる組合せ容器包装の紙製コップ型（オープンマウス形状）のもので、容器ふたを用い密封容器として使用するもの。

4) 組合せ容器

合成樹脂、合成樹脂加工紙又は合成樹脂加工アルミニウム箔のうち二つ以上を用いる容器包装のことをいう。

1.4.3 乳等の容器ふた

乳等の容器ふたとは、容器包装の内面の一部を構成し、開栓前の状態で内容物に直接接触するもので以下のものをいう。

1) 蓋材

乳等省令で定める合成樹脂製容器包装のうち、密栓の用に供する合成樹脂加工アルミニウム箔を特に蓋材という。2群の蓋材の内面にはシール材が使用できる。

2) 樹脂ふた

乳等省令で定める合成樹脂製容器包装で内容物と直接接触する密栓・密封の用に供する樹脂ふたをいう。また、上記原材料を使い、複数のパーツで成り立っているふたも、樹脂ふたとする。PET ボトル用等のプラスチックキャップも含む。また、覆い（ポリフード、シュリンク）、オーバーキャップは器具とする。

3) 紙ふた

乳等のガラス瓶用の紙ふた。

1.4.4 付帯品

紙容器、紙コップ等の内面の一部を構成し、内容物に直接接触する合成樹脂製容器包装で、組合せ容器包装の合成樹脂部又は合成樹脂加工アルミニウム箔、又内付け注出口、内面の合成樹脂加工紙の端面を被覆するテープ、飲み口を密封する内面テープ又は外面プルタブなどをいう。巻末資料-1 にその例を示す。

1.4.5 仕掛品

容器包装においてその製造工程内で加工が完了していない、製品になる前の状態のもの。

1.4.6 製品

梱包され、ユーザーに出荷する状態になっているものをいう。

1.4.7 梱包資材

原材料、容器本体、容器ふた及び付帯品などを輸送する際に、汚染などを防ぐための梱包に使用する材料。包装用紙、包装用合成樹脂フィルム及びそれらの積層品、段ボール、合成樹脂製コンテナ、セパレートシート、トップフレーム、パレット、紙筒、通い箱などをいう。

1.4.8 抗接着剤

紙容器包装の開口性向上を目的とし、開口部のみに塗布する製剤をいい離型剤及び合成樹脂から成る。

1.4.9 シール材

乳等の容器蓋材の密封性と易開封性向上を目的とした、蓋材内面に積層又は塗布するシール材をいう。

1.4.10 パラフィンワックス

紙ふたに防水処理を施すためのワックスをいう。

1.4.11 作業屑

投入された材料で、裁ち屑、ヤレ、規格外品等の製造工程から排出されるものをいう。

1.4.12 告示 370 号

当自主基準においては、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）を「告示 370 号」と略している。

1.4.13 付属品（器具）

容器包装の外面に装着し、又は単独で供され、内容物を摂取する際に用いる器具で、消費の際を除き内容物に直接接触しないもの。ストロー、スプーン、外付け注出口などをいい、告示 370 号に従うこと。なお、付属品（器具）を固定するためのシール材（接着剤・ホットメルト等）は、日本接着剤工業会が編纂する「食品包装材料用接着剤等に関する自主規制（NL 規制）」に基づいて製造されたものを使用すること。

※ 注出口

容器包装に装着し、飲用の際に開栓することによって内容物を取り出すことのできる合成樹脂製の注ぎ口で、概ね本体とキャップに分別できる。

本体とキャップを一体で成形した注出口、本体とキャップを別々に成形し、はめ合わせたものなどがあり、装着状態や構造によって扱いが異なる場合があり注意を要する。

注出口は、装着状態が内容物に直接接触する場合は付帯品又は組合せ容器包装の一部とし、開栓するまで内容物に直接接触しない場合は付属品（外付け注出口）であり器具として取扱われる。

2 原材料及び製品の品質規格

2.1 容器本体・容器ふた・付帯品の原材料の品質規格

2.1.1 原紙

1) 使用できる製紙用パルプ

次に挙げるいずれかを使用し、製造、運搬、保管に際して、有毒・有害物質の残留、混入又は発生のおそれがなく、清潔かつ衛生的に取り扱われたもの。

- ① 未使用パルプ
- ② 製紙工場で発生する未使用パルプの損紙
- ③ 加工工場で発生する未印刷の損紙
- ④ 食品用器具及び容器包装における「再生紙の使用に関する指針（ガイドライン）平成 24 年 4 月 27 日」に適合した紙

2) 原紙の規格

- ① 食品用原紙として製造されたもの。
- ② 保形性、加工適性、充填包装適性及び輸送、流通に必要な強度等の品質特性を持つこと。
- ③ 異臭、異物混入、損傷、水濡れ、汚れのないこと。

2.1.2 合成樹脂

1) 1 群用途の容器包装に使用できる合成樹脂

① 内容物に直接接触する部分に使用できる合成樹脂

乳等省令に定めるポリエチレン、エチレン・1-アルケン共重合樹脂及びポリエチレンテレフタレートが使用できる。なお、ポリエチレンテレフタレート以外については乳等省令で定める添加剤を使用することができる。また、これら合成樹脂については、ポリオレフィン等衛生協議会の定める「ポリオレフィン等合成樹脂製食品容

器包装等に関する自主基準（乳等用原材料 抜粋）」に準ずるものとする。

② 内容物に直接接触しない部分に使用できる合成樹脂

告示 370 号第 3 器具及び容器包装 D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格 2 合成樹脂製の器具又は容器包装の (1) 一般規格及び (2) 個別規格に定める規格試験に適合し、「ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準」に準ずるポリエチレン、ポリエチレンテレフタレート、ポリプロピレン又はナイロンが使用できる。

③ 付帯品に使用できる合成樹脂

内容物に直接接触する部分に使用できる合成樹脂は、2.1.2 の 1) の ① に従う。内容物に直接接触しない部分に使用できる合成樹脂は、2.1.2 の 1) の ② に従う。なお付帯品を固定するためのシール材も同様とする。

2) 2 群用途の容器包装に使用できる合成樹脂

① 内容物に直接接触する部分に使用できる合成樹脂

乳等省令では、内容物に直接接触する部分に使用できる合成樹脂が定められており、ポリエチレン、エチレン・1-アルケン共重合樹脂、ポリスチレン、ポリプロピレンを主成分とする合成樹脂及びポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂が使用できる。添加剤については、乳等省令に特に規定されていないが、「ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準」に準ずるものを使用すること。但し、乳等省令で定める規格試験に適合しなければならない。

② 内容物に直接接触しない部分に使用できる合成樹脂

告示 370 号 3 器具及び容器包装 D 器具若しくは容器包装、2 合成樹脂製の器具又は容器包装の (1) 一般規格又は (2) 個別規格に定める規格試験に適合しなければならない。

③ 付帯品に使用できる合成樹脂

内容物に直接接触する部分に使用できる合成樹脂は、2.1.2 の 2) の ① に従う。内容物に直接接触しない部分に使用できる合成樹脂は、2.1.2 の 2) の ② に従う。なお付帯品を固定するためのシール材も同様とする。

2.1.3 アルミニウム箔

1) 品質

- ① 合成樹脂との接着を阻害する残油及び酸化皮膜のないこと。
- ② 用途に対して十分な強度などの機械的特性を持っていること。
- ③ 損傷（傷、穴、裂け）及びシワのないこと。
- ④ 汚れ、異物、油しみのないこと。

2.1.4 印刷インキ

印刷インキは、印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制（NL 規制）」に準拠し、ネガティブリストに記載された化学物質を使用していない印刷インキを使用すること。

2.1.5 潤滑剤（容器本体及び付帯品に適用）

潤滑剤を使用する場合は「ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準」又は NSF（National Sanitation Foundation）の H1 認証のもの（偶発的に食品に接触する可能性がある箇所に使用できる潤滑油）又は上記 H1 と同等品を使用すること。なお、加工後の付帯品として乳等省令の溶出基準に適合すること。

2.1.6 抗接着剤（紙容器包材に適用）

抗接着剤は下記項に適合する物質を使用していること。

- 1) 告示 370 号の第 2 添加物に規定された添加物。
- 2) 1) 以外の物質で、日本薬局方又は米国又は EU で間接食品添加物として使用を認められている物質。
- 3) 日本接着剤工業会の「食品包装材料用接着剤等に関する自主規制 (NL 規制) : ラミネート接着剤に関するネガティブリスト」に記載された以外の化学物質。

4) 原材料

- ① 離型剤： シリコーン樹脂、ポリエチレンワックス、大豆レシチン、高級脂肪酸アマイド
- ② 合成樹脂： エチルセルロース、環化ゴム、アクリル樹脂
- ③ 溶剤： 酢酸エチル、トルエン、メタノール、エタノール、イソプロピルアルコール、*n*-ヘプタン、プロピレングリコール、プロピレングリコールモノメチルエーテル、アンモニア水、水

5) 成分規格

使用する各原材料は、下記の規格に適合するものであること。

① シリコーン樹脂

FDA 間接食品添加物規制 (以下「規制」という) の中の 175.300[樹脂及びポリマーコーティング] (b) 節 (XXV) 項[離型剤ポリマーとして]シリコーン (粘度 300 センチストークス以上) ジメチルポリシロキサン及び/又はメチルフェニルポリシロキサン、メチルフェニルポリシロキサン含有量がシクロシロキサンとして、2wt% 以下でシロキサン単位を含むもの。

規制、 176.170 [水性及び脂肪性食品と接触する紙及び板紙の成分]

(b) (2) 節 シロキサンとシリコーン

② ポリエチレンワックス

規制、 175.105 [接着剤] (c) 節 酸化ポリエチレン

175.300 [樹脂及びポリマーコーティング] (b) 節 (XXV) 項
[離型剤ポリマーとして]ポリエチレンワックス

176.170 [水性及び脂肪性食品と接触する紙及び板紙の成分]

(a) 節石油ワックス

177.1210 [食品容器用シーリングガasket Closure]

(b) 節 ポリエチレンワックス

③ 大豆レシチン (大豆リン脂質) 告示 370 号、第二添加物に規定されたもの

④ 高級脂肪酸アマイド

規制、 175.105 [接着剤] (c) 節 オレイン酸アマイド、
パルミチン酸アマイド、ステアリン酸アマイド

175.300 (b) 節 (XXV) 項 [離型剤ポリマーとして]

リノール酸アマイド、オレイン酸アマイド、パルミチン酸アマイド

178.3910 [金属製品の製造に使用される表面滑剤] (e) 節

ステアリン酸アマイド

⑤ エチルセルロース

規制、 175.300 (b) 節 (XVI) 項 [セルロース、基ポリマーとして]

エチルセルロース

⑥ 環化ゴム

規制、 176.170 (b) 節 環化ゴム

176.180 [乾燥食品と接触する紙及び板紙の成分] (b) 節 環化ゴム

⑦ アクリル樹脂

規制、 175.300 (b) 節 (XX) 項 [アクリル重合体及び共重合体、基ポリマーとして] ブチルアクリレートスチレン共重合体

176.170 [水性及び脂肪性食品と接触する紙及び板紙の成分]

(b) (2) 節 アクリル及び変性アクリル樹脂

⑧ 酢酸エチル JIS K-1513 に準ずる

⑨ トルエン JIS K-2435-2 に準ずる

⑩ メタノール JIS K-1501 に準ずる

⑪ エタノール 純度 95%以上のもの

⑫ イソプロピルアルコール JIS K-1522 に準ずる

⑬ n-ヘプタン 純度 97%以上のもの

⑭ プロピレングリコール JIS K-8837 に準ずる

⑮ プロピレングリコールモノメチルエーテル 純度 97.5%以上のもの

⑯ アンモニア水 NH₃ 濃度 28%以上のもの

⑰ 水 水道法水質基準に適合するもの

2.1.7 シール材（蓋材に適用）

1) 選定基準

① 原則として、告示 370 号の第 2 添加物に規定された添加物の中から選定する。

② 前記 ① 以外の物質を選定する場合は、「ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準」、塩ビ食品衛生協議会の「塩化ビニル製食品容器包装に関するポジティブリスト」、日本接着剤工業会の「食品包装材料用接着剤等に関する自主規制（NL 規制）」、日本ワックス工業会の「食品包装用石油ワックス自主規制基準」の規格基準に準拠する物質、又は FDA 規制から選定する。

2) 原材料

① ベースレジジン

オレフィン系合成樹脂、スチレン系合成樹脂、アクリル系合成樹脂、塩化ビニル系合成樹脂、ポリエステル系合成樹脂など。

② 接着性付与樹脂

天然系樹脂、合成系樹脂など。

③ 離型剤

ワックス、シリコーン樹脂、高級脂肪酸アマイドなど。

④ 酸化防止剤

⑤ 溶剤

酢酸エチル、トルエン、キシレン、メタノール、エタノール、イソプロパノール、n-ヘプタン、プロピレングリコールモノメチルエーテル、アンモニア、メチルエチルケトン、メチルイソブチルケトン、水など。

3) 成分規格

シール材に使用する原材料は下記の規格に適合するものであること。

① ベースレジジン

オレフィン系合成樹脂、スチレン系合成樹脂、アクリル系合成樹脂、塩化ビニル系合成樹脂、ポリエステル系合成樹脂などで厚生省告示第 370 号の第 3 器具及び容器包装 D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格「D-2. 合成樹脂製の器具又は容器包装」の (1) 一般規格、及び (2) 個別規格に適合しなければなら

ない。使用する添加剤、配合剤は「ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準」、塩化ビニル製食品容器包装に関するポジティブリスト、FDA 規制 § 175.300（樹脂コーティングおよびポリマーコーティング）、又は § 177（ポリマー）に準ずるものとする。

② 接着性付与樹脂

天然系樹脂（ロジン、ロジン誘導体、テルペン樹脂など）および、合成系樹脂（石油樹脂、クマロン・インデン樹脂など）で「ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準」、FDA 規制 § 175.300（樹脂コーティング及びポリマーコーティング）又は § 177（ポリマー）に準ずるものとする。

③ 離型剤

a) ワックス

天然ろう、合成ろうなどで、「食品包装用石油ワックス自主規制基準」に準ずるものとする。

b) シリコーン樹脂

FDA 規制 § 175.300（樹脂コーティングおよびポリマーコーティング）(b) 節 (XXV) 項（離型剤ポリマーとして）における、シリコーン（粘度 100 センチストークス以上）の内容に準ずるものとする。

c) 高級脂肪酸

FDA 規制 § 175.300（樹脂コーティングおよびポリマーコーティング）、§ 178.3860（間接添加物の離型剤）、又は、§ 181.28（規則制定以前に許可された特殊食品成分）に準ずるものとする。

④ 酸化防止剤

酸化防止剤は、「ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準」、FDA 規制 § 175.300（樹脂コーティングおよびポリマーコーティング）、又は、§ 178.2010（酸化防止剤および安定剤）に準ずるものとする。

⑤ 溶剤

a) 酢酸エチル JIS K-1513 に準ずる。

b) トルエン JIS K-2435-2 に準ずる。

c) キシレン JIS K-2435-3 に準ずる。

d) メタノール JIS K-1501 に準ずる。

e) イソプロパノール JIS K-1522 に準ずる。

f) n-ヘプタン 純度 97%以上のもの。

g) プロピレングリコールモノメチルエーテル 純度 97.5%以上のもの。

h) アンモニア 濃度 28%以上のもの。

i) メチルエチルケトン JIS K-1524 に準ずる。

j) メチルイソブチルケトン 純度 99.0%以上のもの。

k) 水 水道法水質基準に適合するもの。

2.1.8 パラフィンワックス（紙ふたに適用）

パラフィンワックスは、FDA 規制 § 172.886 に定めた紫外線吸光度（光路長 1 cm）試験に適合すること。

2.1.9 原材料の輸送・保管

- 1) 異臭、異物混入、損傷、水濡れ、ほこり、汚れのおそれのないように取扱うこと。
- 2) 衛生的に保たれていること。
- 3) 極端な高温高湿を避け、結露、水漏れ等のないこと。

2.2 容器本体・容器ふた・付帯品の製品の品質規格

容器包装は食品衛生法に則り、乳等省令及び告示 370 号に定める規格基準に適合していること。ただし紙ふたに関しては、告示 370 号の第 3 器具及び容器包装 B 器具若しくは容器包装一般の試験法を準用し、重金属、ヒ素、フェノール及びホルムアルデヒドの項目に適合すること。

2.2.1 蛍光物質

蛍光物質を使用した器具又は容器包装の検査方法について(昭和 46 年 5 月 8 日 環食第 244 号及び食安基発・食安監発第 0107001 号) の試験によって検出しないこと。

2.2.2 PCB

食品中に残留する PCB の規制について(昭和 47 年 8 月 24 日 環食第 442 号) に定める容器包装に対する暫定的規制値 5ppm 以下であること。

その分析方法は、「容器包装中の PCB 分析法について」(昭和 47 年 10 月 26 日 環食化第 385 号) による。

2.2.3 残留溶剤

蓋材製造に溶剤を使用する場合、2.1.7 の 3) の⑤に記載されている成分規格を遵守し、できる限り除去されなければならない。各々のシール材によって使用する溶剤がことなるので、それぞれのシール材に合わせて残留溶剤試験方法を選ぶこと。

推奨する試験方法は軟包装衛生協議会の「軟包装材料の製造に関する管理機器マニュアル第 5 版」による。

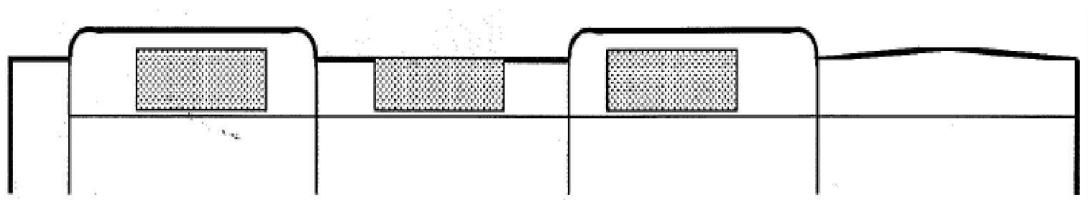
2.2.4 微生物規格

- 1) 一般生菌数：紙容器包材・樹脂容器・紙コップ・付帯品・蓋材 30cfu/100cm²以下
紙ふた 30cfu/枚以下
樹脂ふた 30cfu/10 個以下
立体形状の付帯品 30cfu/2g 以下
- 2) 大腸菌群： 陰性
- 3) 微生物の捕集方法については、SWAB 法、スタンプ法、洗い出し法(洗い落とし法)等による。
- 4) 一般生菌数及び大腸菌群の検査については、検査機関又は自社にて 1 年に 1 回以上検査し検査結果を取得又は作成し、期間を定め保管すること。微生物検査は事業所ごとに行なうこと。

2.2.5 抗接着剤(紙容器包装に適用)

1) 使用箇所

密封状態において、内容物に直接接触しない位置に塗布すること。



2) 衛生試験法

屋根型容器等に抗接着剤を塗布する場合は、(巻末資料・2) に定める衛生試験法に従うものとする。

- 2.2.6 ポリエチレンテレフタレート製ボトル容器（キャップがリシールでき、その際に密封性を付与したボトル）の容量制限
日本乳業協会が定めた「牛乳等に使用するポリエチレンテレフタレート製ボトル容器の自主基準」に準ずること。
- 2.2.7 紙ふたの品質
吸水性の少ないこと、又は内溶液を異常に吸収しないこと。なお、巻末資料-43 紙ふた（製品）の品質規格に適合すること。
- 2.2.8 その他の品質
保形性、成形及びシール適性、輸送、流通に必要な強度等の品質特性を持つこと。又、異臭、異物混入、損傷、水濡れ、汚れのないこと。

3 原材料・仕掛品・製品の取扱い基準

3.1 原材料の取扱い

3.1.1 受入

- 1) 原材料の梱包等に異状（異臭、損傷）がないことを確認し、記録すること。
- 2) 送付伝票の記載事項と原材料梱包の表示事項に相違がないことを確認すること。
- 3) 検査成績書等にて規格、品質を確認し、又、必要に応じて受入検査を実施すること。
- 4) 異状が認められた場合は、他の原材料と隔離して保管し、容易に識別できるように表示すること。又、不具合箇所、処置内容は、明確に記録すること。

3.1.2 運搬及び保管

- 1) 運搬及び保管に際しては、異臭の付着、異物混入、損傷、水濡れ、埃の付着、汚れのおそれのないよう留意し、高温多湿を避けて保管すること。
- 2) 運搬に際しては、汚染のおそれのない運搬車を使用すること。

3.2 仕掛品の取扱い

3.2.1 標準作業手順書等に基づき、品質を確認し、記録すること。

3.2.2 良品以外の仕掛品は、隔離して保管し、容易に識別できるように表示すること。又、不具合箇所、処置内容は、明確に記録すること。

3.2.3 仕掛品は衛生的に取扱い、床に落ちるなど汚染されたものは使用しないこと。

3.2.4 仕掛品を一時的に保管する場合、汚染を防ぐため覆い等を施すこと。

3.2.5 運搬に際しては、汚染のおそれのない運搬車を使用すること。

3.3 製品の取扱い

3.3.1 標準作業手順書等に基づき、品質を確認し、記録すること。

3.3.2 良品以外の製品は、隔離して保管し、容易に識別できるように表示すること。又、不具合箇所、処置内容は、明確に記録すること。

3.3.3 製品は、衛生的に取扱うこと。

3.3.4 製品は、正しく梱包、包装され、製品名等定められた事項を表示すること。

3.3.5 梱包は、汚染及び損傷などから保護できるものであること。

3.3.6 製品の保管に際しては、異臭、異物混入、損傷、水濡れ、埃の付着、汚れ等のおそれのない衛生的な場所に保管すること。

3.3.7 製品の輸送に使用する車両、コンテナ等の荷台は、異臭、水濡れ、汚れ等のないものを使用すること。

- 3.3.8 出荷に際しては、点検チェックリスト等に基づき梱包に損傷等がないかを、確認し、記録すること。
 - 3.3.9 通い箱を使用する場合、異臭、異物混入、損傷、水濡れ、埃の付着、汚れ等がないよう管理し、必要に応じて清掃を行って清浄性を維持すること。
- 3.4 製品の保管及び出荷時の取扱い
- 3.4.1 異臭、汚れなどのあるパレット等は使用しないこと。又、必要に応じて清掃や洗浄など衛生性の保持に努めること。
 - 3.4.2 木製ではなく合成樹脂製パレットを使用することが望ましい。
 - 3.4.3 木製パレットを使用する場合は、十分なバリア性のあるシートをパレットの上全面に敷くこと。又、このシートを繰返し使用する場合は、常に同一面がパレットと接触するように配慮すること。
 - 3.4.4 木製パレットを使用する場合には、過剰に水分を含有しないよう注意すること。